7　一般ガス事業者は、前項の規定によりガスの料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8　前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9　経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一　料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10　経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第十八条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。

第十九条中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第二十条中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第三十七条の六の二中「第十七条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第五十七条第一号中「若しくは第八項」を「、第十項若しくは第十三項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（変更の許可の申請に関する経過措置）

**第二条**　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該変更が第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可の申請とみなし、当該変更が同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合には施行日に同条第三項の規定によりされた変更の届出とみなす。

（送配電等業務支援機関の指定に関する経過措置）

**第三条**　この法律の施行の際現に旧電気事業法第九十三条第一項の指定を受けている者は、施行日に新電気事業法第九十三条第一項の指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

**第四条**　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第五条**　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（電源開発促進税法の一部改正）

**第六条**　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直人**

---

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

## 法律第百十号

### 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針（第七条）
第三章　監視及び測定の実施（第八条）
第四章　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等
　第一節　関係原子力事業者の措置等（第九条・第十条）
　第二節　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理（第十一条―第二十四条）
　第三節　除染等の措置等（第二十五条―第四十二条）
第五章　費用（第四十三条―第四十五条）
第六章　雑則（第四十六条―第五十九条）
第七章　罰則（第六十条―第六十三条）
附則

**第一章**　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下本則において単に「事故」という。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「原子力事業者」とは、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいい、「関係原子力事業者」とは、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。

2　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。

3　この法律において「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。